通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、スターフライヤー乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日

令和８年 11 月 24 日以降

２　場所

上記組合の組合員が従事する株式会社スターフライヤーの全職場（別記の都府県）

３　要求事項

年末一時金等

令和８年 11 月 20 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別　記

宮　城　県	東　京　都	愛　知　県
大　阪　府	山　口　県	福　岡　県